

「水上オートバイ安全航行啓発活動（4月26日）」について ～天橋立エリアにおける水上オートバイ等の安全航行に向けて～

天橋立エリアの自治会、観光・漁業関係団体、マリン事業者、行政等の関係機関で構成する「天橋立海面利用安全対策協議会」では、水上オートバイ等の海面利用のルールを自主規制として定め、安全航行を促進してきたところです。

令和7年のマリンレジャーシーズンを前に、海面利用ルールの周知等を行うため、「水上オートバイ安全航行啓発活動」を実施しますので、当日の取材についてよろしくお願いします。

1 水上オートバイ安全航行啓発活動

天橋立海面利用安全対策協議会の構成団体が連携し、天橋立エリアにおける水上オートバイ等の安全な航行を促進し、地元住民や観光客にとって安心、安全で快適な環境を実現するため海面利用ルール等の啓発を実施

2 日 時

令和7年4月26日（土）午前11時から（1時間程度）（予定）

※ 悪天候の場合は中止します。

3 場 所

天橋立公園内（大天橋及び文珠水道周辺）

4 内 容

のぼり旗掲出等により、海面利用ルールの遵守をPR

5 その他

- ・ 一時着岸エリアの看板の設置、横断幕の掲示（11月末まで）
- ・ 水上オートバイ利用者によるリストバンドの装着（11月末まで）

【本報道発表に関するお問合せ】

丹後広域振興局総務防災課 課長 高屋 電話 0772-62-4301

